

平成 30 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役広報IRグループ長 竹之内 哲次
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

「従業員持株会信託型 ESOP」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生 of 拡充を目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員持株会信託型 ESOP」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、福利厚生の一環として、当社グループの持株会を活性化して当社ならびに当社グループ会社社員(以下「当社グループ社員」といいます。)の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社グループ社員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として導入するものであります。

2. 本制度の概要

当社は、「ERIホールディングス従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する全ての当社グループ社員を対象に導入いたします。

当社は、持株会に加入する当社グループ社員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託(他益信託)」(以下「持株会信託」といいます。)を設定いたします。

持株会信託は、持株会が信託契約後、3年6ヶ月間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で一括して取得いたします。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し補償を行います。

本制度導入後、持株会による当社株式の取得は持株会信託より行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する当社グループ社員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、持株会に加入する当社グループ社員がその負担を負うことはありません。

本制度の決議と同時に、現在当社が保有する自己株式200,000株を持株会信託に対して一括して処分することを決議いたしました。詳細につきましては、本日付、「従業員持株会信託型 ESOP の導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

- (4) 信託の種類 金銭信託（他益信託）
- (5) 信託契約日 平成30年10月9日（予定）
- (6) 信託の期間 平成30年10月9日（予定）～平成34年5月31日（予定）
- (7) 信託の目的 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

5. 持株会信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式 当社普通株式
- (2) 取得価格の総額 343,000,000円（予定）
- (3) 株式取得日 平成30年10月9日から平成30年10月15日（予定）
- (4) 株式の取得方法 自己株式の処分および取引所市場における取引（立会外取引を含む）により取得

以 上